

液化石油ガス設備士 各位

高圧ガス保安協会
奈良県液化石油ガス教育事務所

令和4年度第3回液化石油ガス設備士再講習の実施について（ご案内）

本講習は、「液化石油ガス設備士免状」の交付を受けている方が対象であり、液化石油ガス設備士は、液石法第38条の9の規定に基づく講習を受ける義務があります。

貴殿は、免状の交付年度によれば本年度が該当していますので、必ず受講してください。

記

【講習日時】 令和4年9月28日（水）9：30～17：30（受付 9：15～）

【講習会場】 奈良県産業会館（案内図参照） **定員 105名**
大和高田市幸町2-33 TEL. 0745-22-2727

【申込受付期間及び申込先】

令和4年 8月22日（月）～令和4年 9月 2日（金）
9：00～17：00（土、日、祝除く。）

〒630-8132 奈良市大森西町13-12 奈良県エルピーガス会館2階
高圧ガス保安協会
奈良県液化石油ガス教育事務所 TEL：0742-33-7192 FAX：0742-33-7193

受講票等の返送の関係で9月2日必着とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
なお、電話等による申込受付は致しませんので、ご了承ください。

留意事項：① 定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

***新型コロナウイルス感染症対策のため、
会場定員が105名（通常時210名）となっております。**

留意事項：② 受付処理後の受講料は、返金いたしません。

留意事項：③ 講習の途中で早退などした場合は、全ての講習を受講したことになりません。

【受講料(非課税)】 5,800円

【テキスト等(税込)】 ① 液石法第36次改訂版 3,670円

※必要な方は購入して下さい。 ② LPガス設備設置基準及び取扱要領
KHKS 0738 (2019) 3,880円

※〈参考図書〉 高圧ガス・液化石油ガス法令用語解説
第5次改訂版 3,060円

(裏面へ続く→)

申込方法

- ①「申込書・受講票・送金内訳書(裏面)」に必要事項を明記の上、写真(縦4.5cm・横3.5cm)1枚(6ヶ月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で顔の鮮明なもの)を貼付し、申込(郵送)してください。※用紙が複数枚必要な場合はコピーしてご利用ください。
- ②受講料・テキスト代はいっしょに申込受付期間内に下記振込先にお振込してください。なお、「振込金受領証」を領収証に代えさせていただきます。※郵便局専用の振込用紙を複数必要な方はご連絡ください。

《振込先》

南都銀行 JR 奈良駅前支店		郵便局 (※青色の払込取扱票で振込願います。)	
普通預金口座	No. 221965	口座記号番号	00920-4-171907
口座名	奈良県液化石油ガス教育事務所	加入者名	奈良県液化石油ガス教育事務所

※振込手数料は、受講者のご負担でお願いします。

※現金書留又は直接教育事務所に来所でも申込みできます。

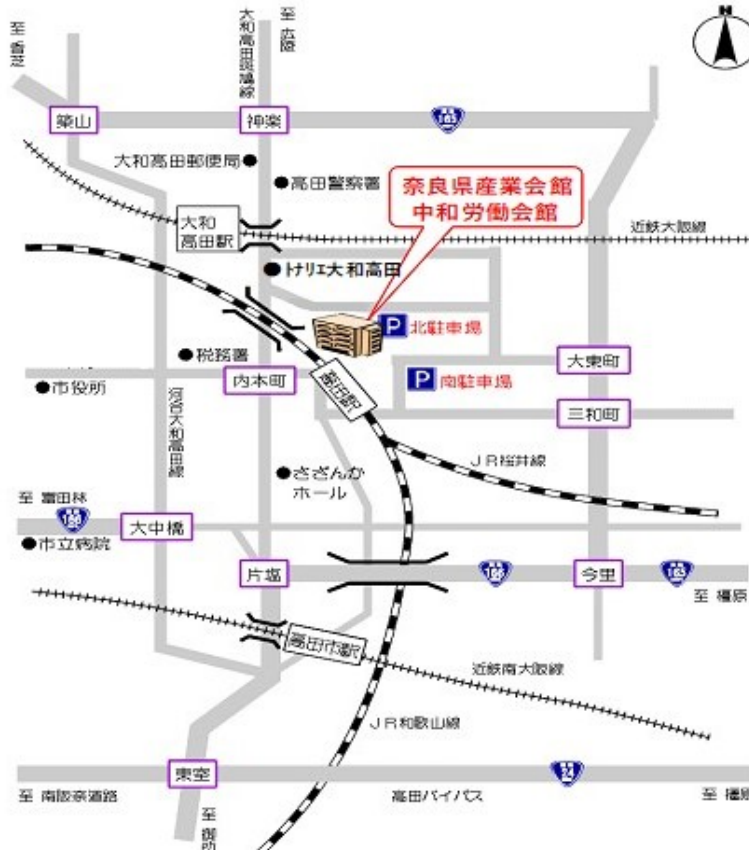
- ③「受講票、テキストについての引換券」を受付終了後に、順次発送します。

【その他の事項】 講習当日は、液化石油ガス設備士免状 (修了印を押印します)、受講票 (受付印のあるもの)、筆記用具、テキスト等を持参してください。

【備考】 免状の再交付・書換えを希望される方は高圧ガス保安協会ホームページより確認し申請を行って下さい。

以上

《講習会場案内図》



大和高田市幸町 2-33
TEL. 0745-22-2727

受講者情報の取り扱いについて

高圧ガス保安協会（KHK）は、講習の申込みをされた方のプライバシーを尊重します。

◇KHKは、講習申込の際に氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報はこの講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。

◇KHKは、上記の活動を行うため個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先ではKHKの適切な監督の下に委託業務を実施するために個人情報を使用します。

◇KHKは、収集した個人情報を次のように使用することはありません。

- ・申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
- ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。
ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。

◇KHKは、個人情報について適切な管理を行っています。

**液化石油ガス設備士には、
法定講習（再講習）の受講義務があります。**

液化石油ガス設備士の方は、L Pガスによる災害の発生の防止に必要な技術レベルを維持するため法定講習（再講習）を定期に受講する義務があります。

この受講義務は、実際にL Pガスの設備工事業務等に従事しているかどうかに関係なく発生します。

この法定講習（再講習）は、下記のサイクルで受講することとされており、受講義務を怠った場合には都道府県知事から設備士免状の返納を命ぜられることがありますので、必ず期限内に受講してください。

根拠法令

- ・ 受講義務について：液化石油ガス法第38条の9
- ・ 受講サイクルについて：液化石油ガス法規則第109条

【受講のサイクル】

- ・ 初回の受講：免状の交付を受けた年度の翌年度開始日から3年以内
- ・ 次回の受講：初回の受講をされた年度の翌年度開始日から5年以内
(その後も同様に5年以内に受講)

<例>免状の交付を受けた年度が令和元年度（平成31年度）の場合

◇初回の受講：令和 4年度末（令和5年3月31日）までに受講

◇次回の受講：令和 9年度末までに受講

(初回の受講が令和4年度の場合)

◇その後の受講：前回受講の年度から5年以内に受講

注) 年度とは、その年の4月1日から翌年の3月31日迄の期間です。

※前回受講されて5年を経過した方も、受講してください。